

# 「緊急小口資金等の特例貸付」償還免除の手続きについて

## 特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の借入をしている皆さまへ

あなたが借りている特例貸付は、国が決めた要件に当てはまれば、「償還免除（お金を返さなくてもよい）」になります。「償還免除」の対象となるか、また、どのような手続きが必要なのかご案内しますので、よくお読みいただき、手続きを進めてください。

### 1 償還免除の対象となる人（お金を返さなくてもよい人）

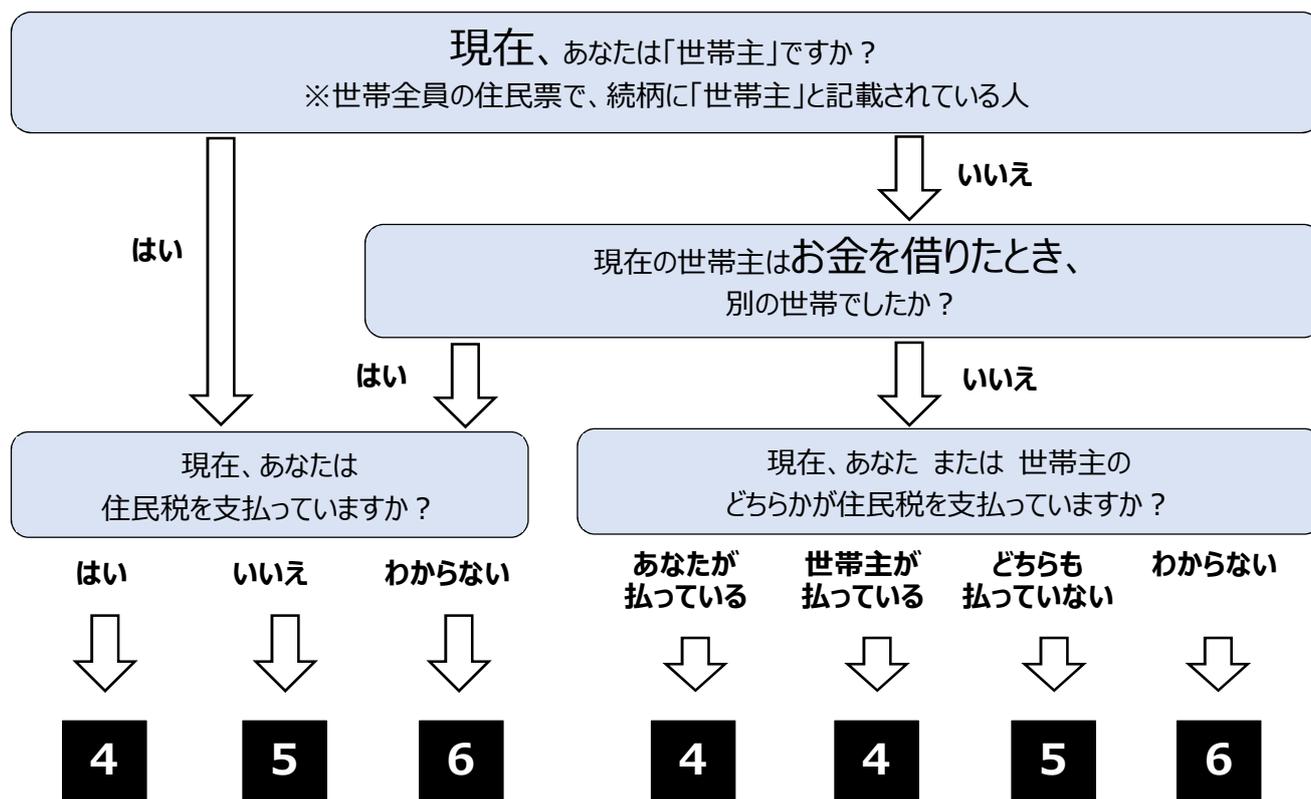
「あなた（借りた人）」と「あなた（借りた人）の世帯主」の両方が「住民税の均等割・所得割どちらも非課税（住民税を払う必要がない）」の場合は、償還免除になります。

※ 所得割のみ非課税となっている方、減免額が0円でない方は、今回ご案内している償還免除の対象ではありません。

### 2 申請方法について

- ・申請期間 2024年9月30日（月）まで
- ・必要書類
  - ① 貸付金償還免除申請書
  - ② 住民票（「続柄」と「世帯全員」の記載があり、3か月以内に発行されたもの）
  - ③ 非課税証明書（自治体によって名称が異なる場合があります）→6ページ参照
- ・提出先 愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター
  - ※ 同封されている返信用封筒を使用してください。切手は不要です。

### 3 償還免除の対象かどうか確認する方法



## 4 償還をしていただく方

口座振替か払込取扱票により償還（お金を返すこと）していただきます。

口座振替の手続きをしていない方は、WEB 登録が同封の「預金口座振替依頼書」により手続きをお願いします。

わからないときは、特例貸付償還事務センターか、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会に相談してください。

### <口座振替の手続き方法について>

WEB 登録は、印鑑不要で手続きすることができます。スマートフォンで下記の QR コードを読み取り、案内に従って登録をお願いします。パソコンの場合は、愛知県社会福祉協議会の特例貸付専用ページから登録サイトに入ることができます。

下記の画面が表示されたら登録完了です。登録完了画面が表示されない場合は、再度登録をお願いします。

WEB 登録が困難な場合は、同封の「預金口座振替依頼書」を特例貸付償還事務センターまで送付してください。



### <口座振替について>

引落日は毎月27日となります。

※ 引落日が土日の場合は翌営業日の引落しとなります。

※ 預金残額の不足により引落できなかった場合は、払込取扱票を送付します。

## 5 償還免除が可能な方

償還免除の申請には、「償還免除申請書」、「住民票」、「非課税証明書」が必要です。

償還免除の申請に必要な「非課税証明書」の年度は、資金ごとに異なります。同封の「免除申請書」でご確認ください。

(様式 1-1) 判定年度/次年度以降免除

### 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

※太枠内をすべてご記入ください。

借受人氏名	①	② 愛知 太郎	③
資金の種類	貸付コード	残額免除対象年度	一部免除対象年度
総合支援資金(初回貸付)	SX4××××××	令和3年度 or 4年度	令和5年度 or 6年度
総合支援資金(延長貸付)	SX4××××××	令和5年度	令和6年度
総合支援資金(再貸付)	SX4××××××	令和6年度	-

#### ●赤枠内の記載内容について

① 償還（返済）対象となっている資金の種類です。

② 残額の全てを免除するのに必要な非課税証明書の年度です。

③ ②の残額免除対象年度が非課税でない場合、残額の一部を免除するのに必要な非課税証明書の年度です。

※ 令和6年度の非課税証明書を提出した場合の免除金額の例を3ページに掲載していますので、ご確認ください。

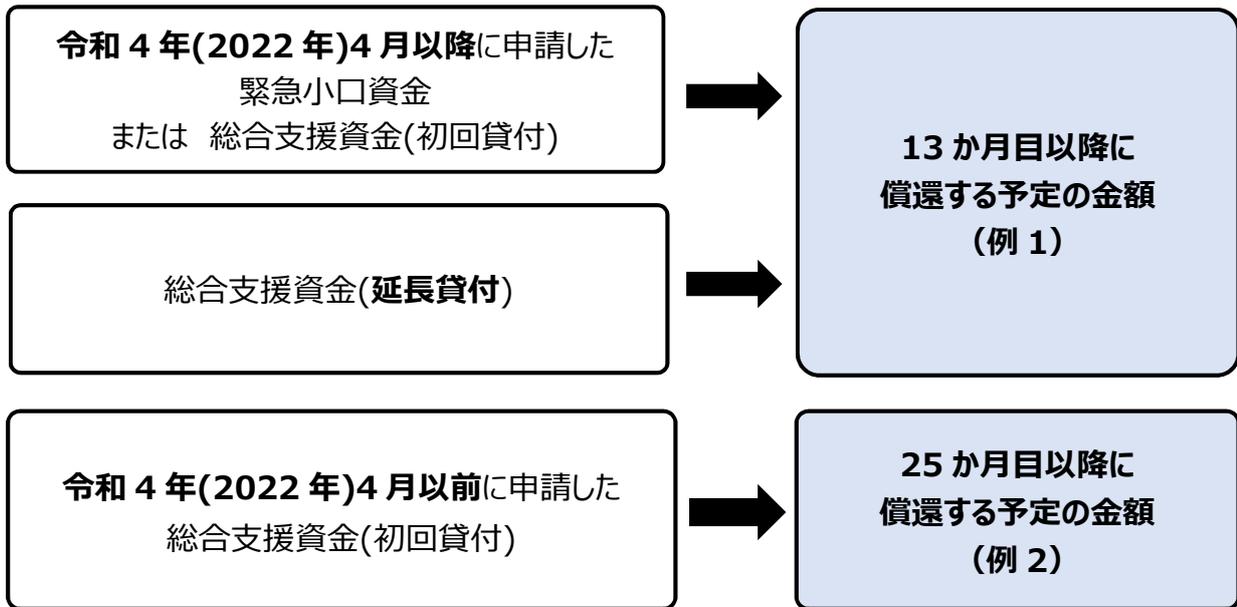
<令和6年度の非課税証明書を提出した場合の償還免除金額について>

令和6年度の住民税が借受人と世帯主のどちらも非課税の場合、残額の全部が償還免除の対象となります。

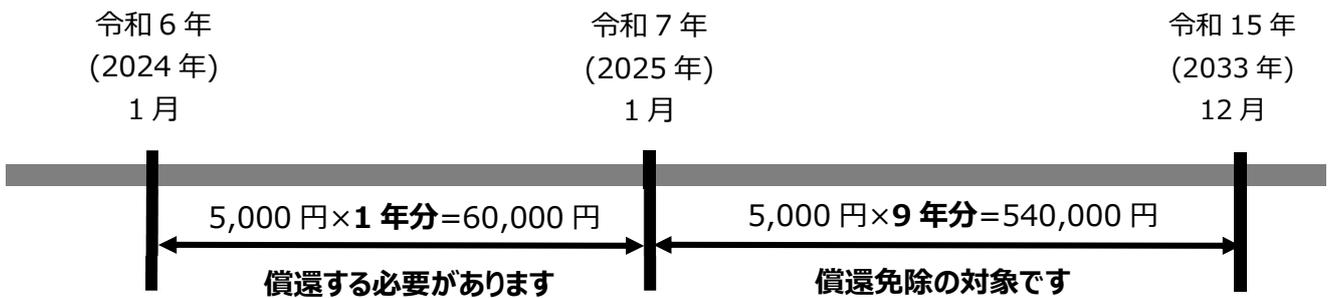


令和3年度～5年度のいずれも住民税が課税であったが、借受人と世帯主のどちらも**令和6年度**の住民税が非課税の場合、**残額の一部が償還免除の対象**となります。

※ 残額の一部とは、償還免除申請後、最初に到来する償還開始月以降の償還計画額の残額です。



(例1) 総合支援資金（延長貸付）60万円を、令和6年1月から10年間で償還する場合



(例2) 総合支援資金（初回貸付）60万円を、令和5年1月から10年間で償還する場合



<償還免除申請書の記入の仕方>

下記の記入例を参考に、必要箇所に記入してください。

※ 未記入・不備がある場合は、審査ができませんので、よくご確認ください。

(様式 1-1) 判定年度/次年度以降免除

### 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

※太枠内をすべてご記入ください。

借受人氏名		愛知 太郎	
資金の種類	貸付コード	残額免除対象年度	一部免除対象年度
総合支援資金(初回貸付)	SX4××××××	令和3年度 or 4年度	令和5年度 or 6年度
総合支援資金(延長貸付)	SX4××××××		度
総合支援資金(再貸付)	SX4××××××		

課税・非課税のどちらかを○で囲み、非課税に○をつけた年度の証明書を提出してください。

※以下の表の、「課税・非課税」のうち、どちらかを○で囲んでください。			
令和3年度	課税・ <b>非課税</b>	令和4年度	課税・ <b>非課税</b>
令和5年度	<b>課税</b> ・非課税	令和6年度	<b>課税</b> ・非課税

免除申請理由 住民税の均等割・所得割いずれも非課税となったため。

世帯の状況 ※いずれかひとつに ☑をつける	<input checked="" type="checkbox"/> ①現在、私（借受人）が世帯主である	<input type="checkbox"/> ④左記のいずれにも当てはまらない場合
	<input type="checkbox"/> ②現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯	
	<input type="checkbox"/> ③現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVによる遊離等により世帯主の所得証明書を取得できない	

該当する番号の左横にあるボックスに☑をつけてください。

必要書類	名・続柄の記載があるもの) 3:借受人の課税証明書 (住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税均等割・所得割いずれも非課税の方が免除対象	(以下、3つの書類がすべて必要) 申請書(この書類) の世帯全員が記載された住民票の写し(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの) 3:借受人および世帯主の同じ年度の課税証明書 (住民税非課税であることがわかるもの) ※住民税均等割・所得割いずれも非課税の方が免除対象
------	--	---

愛知県社会福祉協議会 会長殿

【同意チェック欄】免除申請にあたっては以下①～⑥のすべてを確認の上、同意チェック欄にチェック（☑）を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> ①	本制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の
<input checked="" type="checkbox"/> ②	に必要範囲で、第三者に提供することに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/> ③	に必要範囲で全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、市町村社 定所、自立相談支援機関、家計改善支援機関等の関係機関に照会し、私の個人 情報の提供を受けることに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/> ④	私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯 員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。(暴力団とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関 その する 場合 てい は、償還免除を取り消されることに同意します。
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤	
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥	

内容をよく読み、必ず6つ**全て**に☑をつけてください。

この書類を記入した日を書いてください。

**申請者ご本人**が住民票記載の氏名をご記入ください。  
※読みやすい文字でご記入ください。

2024年 7月 1日 ※この書類を記入した日付を記入 ※上に印字された氏名のとおり自署をお願いします

借受人氏名(自署) 愛知 太郎

電話番号 052 - 684 - 9766 ※日中に連絡のとれる電話番号を記入すること。

不備の場合、連絡をしますので、必ず**連絡のとれる番号**を記入してください。



<非課税証明書について>

愛知県内の非課税を証明する書類名称一覧

	市町村	証明書		市町村	証明書
あ	愛西市	課税（非課税）証明書	た	武豊町	所得（課税）証明書
	あま市	非課税証明書		東栄町	所得（非課税）証明書
	安城市	所得（非）課税証明書		東郷町	非課税証明書
	一宮市	所得非課税証明書		飛島村	課税・非課税証明書
	稲沢市	非課税証明書		豊根村	非課税証明書
	犬山市	課税（非課税）証明書		豊山町	非課税証明書
	岩倉市	課税証明書		な	名古屋市
	大府市	所得課税証明書	熱田区		
	岡崎市	非課税証明書	北区		
	尾張旭市	所得（非）課税証明書	昭和区		
	阿久比町	課税（非課税）証明書	千種区		
	大口町	非課税証明書	天白区		
	大治町	課税証明書	中川区		
	か	春日井市	所得課税証明書		中村区
蒲郡市		住民税決定証明書 （所得課税証明書）	中区		
刈谷市		所得課税証明書	西区		
北名古屋市		非課税証明書	東区		
清須市		非課税証明書	瑞穂区		
江南市		非課税証明書	港区		
小牧市		所得課税証明書 （非課税証明書は 文言のみが記載される）	南区		
蟹江町		非課税証明書	緑区		
幸田町		所得課税証明書	名東区		
			守山区		
さ	新城市	非課税証明書	長久手市	非課税証明書	
	瀬戸市	非課税証明書	西尾市	所得課税証明書	
	設楽町	非課税証明書	日進市	所得証明書（課税証明書）	
た	高浜市	非課税証明書	は	半田市	所得・課税証明書
	田原市	非課税証明書		東浦町	所得・課税（非課税）証明書
	知多市	課税・非課税証明書 （所得証明書）		碧南市	所得・課税証明書
	知立市	非課税証明書		扶桑町	非課税証明書
	津島市	所得課税（非課税）証明書	ま	南知多町	課税・非課税証明書
	東海市	市民税・県民税（所得）証明書		美浜町	非課税証明書
	常滑市	所得課税証明書		みよし市	所得課税証明書
	豊明市	非課税証明書	や	弥富市	課税（非課税）証明書
	豊川市	非課税証明書			
	豊田市	所得課税証明書			
	豊橋市	非課税証明書			

## 6 住民税について

お住いの市区町村役所(税務課)で「非課税」か「課税」か確認してください。

- 令和 6 年度（2024 年度）が非課税だった場合 → (→ 2 ページ **5** へ)
- 令和 6 年度（2024 年度）が課税だった場合 → (→ 2 ページ **4** へ)

### <住民税の確認や非課税証明書の発行について>

令和 6 年(2024 年)1 月に住民票があった市区町村の役所で確認できます。

※ 令和 6 年度が非課税かどうかは令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得によって計算されます。

## 7 その他の償還免除要件について

下記の免除要件に該当する場合は、償還免除の申請が可能です。

その他の償還免除を希望する方は、こちらから免除申請書を郵送しますので、特例貸付償還事務センターまでお問い合わせください。

なお、同封している免除申請書では、手続きできません。

その他の償還免除要件	
償還開始以降に借受人が生活保護を受給している	
借受人が以下のいずれかの交付を受けている ① 精神障害者保健福祉手帳(1 級) ② 身体障害者手帳(1 級または 2 級) ③ 療育手帳(A 判定) ※ 名古屋市の方は愛護手帳(1 度または 2 度)	
右の①～④ すべてに 当てはまる場合	① 償還できていない金額が 12 か月分以上になっている ② 少額返済などの相談をし、これまで償還実績がある ③ 借受人及び世帯主の住民税「所得割」が非課税である ④ 次のどれかに当てはまる世帯である (ア) 高齢者のみの世帯 (65 歳以上) (イ) 障害者世帯 (手帳所持) (ウ) ひとり親世帯

## 8 償還猶予について

償還が難しい場合は、償還期間（支払い期間）を最大 1 年間延ばすことができます。

償還猶予を希望する場合は、「償還猶予申請書」を郵送しますので、特例貸付償還事務センターまでお問い合わせください。

償還免除の審査結果については、特例貸付償還事務センターより、順次郵送でお知らせします。審査状況・結果についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

### <お問合せ先>

愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター

電話番号：**052-684-9766**

受付時間：平日 9:00～17:00

※時間帯によっては混雑のため電話がかかりにくい場合があります。

その場合、おそれいりますが時間帯を変えておかけ直してください。

<愛知県社会福祉協議会 特例貸付ポータルサイト>

[https://www.aichi-fukushi.or.jp/news/corona\\_koguchishikintokurei.html](https://www.aichi-fukushi.or.jp/news/corona_koguchishikintokurei.html)

